

# 令和5年度 朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会総会 次第

日 時 令和5年7月16日(日)

9時30分～10時00分

場 所 トキ交流会館 大ホール

## 1. 開会

## 2. 議長選出

## 3. 成立宣言及び議事録署名人の選出

## 4. 議 事

第1号議案 令和4年度事業・決算報告及び監査報告について

第2号議案 令和5年度事業計画案および予算案について

第3号議案 協議会規約の改正および役員の選任について

## 5. その他

## 6. 閉会

## 令和4年度 朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会 事業実績

実施月日	内容
<b>○協議会運営等</b>	
4月20日、9月1日、 10月13日、2月27日	朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会役員打合せ(4回)
5月20日、1月31日	朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会役員会(2回)
7月3日	朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会総会
<b>○生きものを育む農法推進、生物多様性周知活動</b>	
7月3日	朱鷺と暮らす郷づくり推進フォーラム「農業で取り組む生物多様性」 (講師:日本生態系協会 専務理事 関健志)
3月4日	朱鷺と暮らす郷づくり推進フォーラム「江の設置・ふゆみずたんぼのそこんところ」 (講師:新潟大学 教授 関島恒夫)
<b>○佐渡Kids生きもの調査隊活動との連携【実施主体:(一社)佐渡生きもの語り研究所】</b>	
5月14日	田んぼアート 田植えイベントにてKids・コープ参加者が生きもの調査を実施
10月8日	田んぼアート 稲刈りイベントにてKids・コープ参加者が生きもの調査を実施
<b>○佐渡生きもの語り事業【実施主体:(一社)佐渡生きもの語り研究所】</b>	
-	実施せず
<b>○第6回 朱鷺と暮らす郷 田んぼアート</b>	
5月14日	田植えイベント(参加者 約120名)
6月～10月	案内看板設置(委託先:株式会社造形社)
7月30日	草取りイベント(参加者 約50名)
10月8日	稲刈りイベント(参加者 約110名)
6月1日～10月10日	来訪者カウンター設置(委託先:株式会社新潟メンテック) 期間中合計 6,138名
<b>○その他</b>	
6月12日、8月7日	佐渡生きもの調査の日
7月13日、3月15日	東京都世田谷区立 明正小学校にて朱鷺認証米の食育事業を実施
11月5～6日	東京都豊島区の交流都市イベントにて朱鷺認証米をPR・販売
通年	朱鷺と暮らす郷づくり認証制度 改正案を検討

## 令和4年度 朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会 決算

単位:円

収入				
項目	予算額	決算額	増減	備考
繰越金	404,938	404,938	0	前年度繰越金
補助金等	3,000,000	3,000,000	0	佐渡市負担金 300万円
雑収入	62	16	▲ 46	貯金利息
計	3,405,000	3,404,954	▲ 46	

単位:円

支出				
項目	予算額	決算額	増減	備考
報償費	450,000	231,100	▲ 218,900	フォーラム講師謝礼、役員会等謝礼、田んぼアート協力謝礼等
旅費	80,000	150,915	70,915	認証米販売イベント旅費
消耗品費	560,000	58,466	▲ 501,534	田んぼアート物品、フォーラム用物品、事務用品等
印刷製本費	300,000	211,200	▲ 88,800	朱鷺と暮らす郷PRファイル印刷
通信運搬費	200,000	108,798	▲ 91,202	販促品発送費、認証農家向けチラシ郵送料等
賃借料	10,000	10,000	0	イベントブース料
食糧費	10,000	0	▲ 10,000	講師昼食代等
委託料	1,755,000	1,211,100	▲ 543,900	田んぼアート植付け測量ポイント設置委託 462,000円 田んぼアート看板デザイン作成委託 66,000円 田んぼアート看板製作・設置撤収委託 100,100円 田んぼアート来訪者カウンター設置等委託 198,000円 田んぼアート映像製作委託 220,000円 次年度田んぼアート位置図作成委託 143,000円
負担金	10,000	0	▲ 10,000	イベント参加負担金
雑役務費	30,000	11,230	▲ 18,770	振込手数料
計	3,405,000	1,992,809	▲ 1,412,191	

収入 3,404,954円 - 支出 1,992,809円 = 1,412,145円 ※次年度へ繰越

令和 5 年 6 月 23 日

朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会  
会 長 磯部 健一郎 様

監 事

渡辺 昌彦  
齋藤 真一郎

朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会会計 令和 4 年度監査報告書

朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会規約第 25 条第 2 項に基づき、令和 4 年度朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会決算書及びその他書類等について監査を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

1. 監査実施日及び対象期間

実施日・場所 令和 5 年 6 月 23 日(金) 佐渡市役所 第二庁舎 農業政策課  
対象期間 令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 5 月 16 日

2. 監査資料

年度事業報告書、収支計算書(決算書)、預金通帳

3. 監査所見

適正に処理されている事を確認しました。

## 令和5年度 朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会 事業計画（案）

実施月日	内容
<b>○協議会運営等</b>	
通年	朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会役員会（年4回程度）
7月16日	朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会総会
6月11日 8月6日	佐渡生きもの調査の日
<b>○生きものを育む農法推進、生物多様性周知活動</b>	
7月16日、2月	朱鷺と暮らす郷づくり推進フォーラム（年2回）
11月	ICEBA2023（第6回生物の多様性を育む農業国際会議）
随時	首都圏等において、ブース出展および販売を通じたPR等の実施
随時	佐渡市内小中学校に向けた、朱鷺と暮らす郷食育事業
随時	生物多様性関連研修会等への参加
<b>○佐渡Kids生きもの調査隊活動との連携【実施主体：(一社) 佐渡生きもの語り研究所】</b>	
5月13日	田んぼアート 田植えイベントにてKids・コープ参加者が生きもの調査を実施
10月	田んぼアート 稲刈りイベントにてKids・コープ参加者が生きもの調査を実施
<b>○動画制作事業【実施主体：(一社) 佐渡生きもの語り研究所】</b>	
通年	普及活動に使用する朱鷺と暮らす郷動画の制作
<b>○第7回 朱鷺と暮らす郷 田んぼアート</b>	
5月13日	田んぼアート 田植えイベント
5～10月	田んぼアート 経過情報発信
10月	田んぼアート 稲刈りイベント

# 令和5年度 朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会 予算

単位:円

収入				
項目	前年度 予算額	本年度 予算額	増減	備考
繰越金	404,938	1,412,145	1,007,207	前年度繰越金
負担金	3,000,000	2,500,000	▲ 500,000	佐渡市負担金 250万円
その他収入	62	855	793	貯金利息等
計	3,405,000	3,913,000	508,000	

単位:円

支出				
項目	前年度 予算額	本年度 予算額	増減	備考
報償費	450,000	816,000	366,000	フォーラム講師謝礼(交通費込み) 223,000円 役員会等謝礼 149,000円 田んぼアート協力謝礼 46,000円 動画制作打合せ謝礼等 348,000円 イベントブース稼働謝礼等 50,000円
旅費	80,000	250,000	170,000	販売等イベント参加旅費等 250,000円
需用費	870,000	657,000	▲ 213,000	消耗品費(田んぼアート、イベント等) 457,000円 印刷製本費(田んぼアートのぼり等) 200,000円
役務費	230,000	170,000	▲ 60,000	郵送料 140,000円 振込手数料等 30,000円
委託料	1,755,000	2,000,000	245,000	田んぼアート測量、映像製作、看板設置等 1,100,000円 動画制作委託(R5年度分) 900,000円
使用料及び賃借料	10,000	10,000	0	イベントブース料 10,000円
負担金	10,000	10,000	0	イベント参加負担金 10,000円
計	3,405,000	3,913,000	508,000	

## 朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会規約の改正について

朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会規約第 17 条第 3 号の規定により、規約等の下記改正案について承認を求めます。

## 記

## 1 関係組織の組織改編等に伴う規約の改正

## 第 5 条(協議会の会員)

現規約		改正案
協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1)佐渡農業協同組合 (2)羽茂農業協同組合 (3)佐渡地域振興局農林水産振興部 (4)佐渡市農業委員会 (5)佐渡農業協同組合水稻部会 (6)羽茂農業協同組合特別栽培米生産者部会 (7)佐渡市 (8)佐渡トキの田んぼを守る会 (9)NPO法人トキどき応援団 (10)(社)佐渡生きもの語り研究所 (11)朱鷺と暮らす郷づくり認証制度申請者	→	協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1)佐渡農業協同組合 (2)羽茂農業協同組合 (3)佐渡地域振興局農林水産振興部 (4)佐渡市農業委員会 (5)佐渡農業協同組合水稻部会 (6)羽茂農業協同組合特別栽培米生産者部会 (7)佐渡市 <u>(削除)</u> (8)NPO法人トキどき応援団 (9)(社)佐渡生きもの語り研究所 (10)朱鷺と暮らす郷づくり認証制度申請者

## 第 7 条(役員の数及び選任)

現規約		改正案
協議会に役員を置く。 2 役員は、会員の中から 12 人以内を選任する。 3 第5条第1項第 1 号から第 10 号までの者は、前項の役員に充てる。 4 前項の役員のほか、会員は第5条第1項第 11 号の会員の中から総会において役員を選任することができる。	→	協議会に役員を置く。 2 役員は、会員の中から 12 人以内を選任する。 3 第5条第1項第 1 号から第 <u>9</u> 号までの者は、前項の役員に充てる。 4 前項の役員のほか、会員は第5条第1項第 <u>10</u> 号の会員の中から総会において役員を選任することができる。